

漫湖公園鏡原側 Park-PFI 事業公募設置等指針 (2023/12/27 更新)

新旧対照表

旧	新
<p>P.3 1. 事業の概要 (2) 漫湖公園鏡原側の概要 地目・地籍：公園・3.34ha</p>	<p>P.3 1. 事業の概要 (2) 漫湖公園鏡原側の概要 地目・地籍：公園・4.9ha</p>
<p>P.7 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置等にかかる事項 (5) 公募対象公園施設の条件 ①施設の設計・整備について ク) 事業予定区域は第2種風致地区となりますので、漫湖公園鏡原側全域及び建築基準法第6条に基づく建築確認申請の敷地においては、那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可の基準を満たしてください。また、那覇市緑の基本計画に基づき、接道部70%以上の緑化に努めてください。</p>	<p>P.7 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置等にかかる事項 (5) 公募対象公園施設の条件 ①施設の設計・整備について ク) 建築基準法第6条に基づく建築確認申請の敷地については、敷地の30%以上の緑化及び接道部の70%以上の緑化に努めてください。</p>
<p>P.10 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置等に係る事項 (7) 特定公園施設の条件 ケ) 風致地区における許可の基準に基づく計画としてください。 コ) 維持管理が容易な公園施設とし、維持管理費についても考慮した提案としてください。 サ) 既存施設等の解体撤去を行う場合は、全て認定計画提出者の費用負担となります。 シ) 新設する駐車場の駐車マスについては、緑化ブロックの使用等、緑化に配慮した提案を行ってください。 ス) 駐車場の利用料金は無料としてください。ただし、今後本市の事業により有料化を行う場合があります。</p>	<p>P.10 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置等に係る事項 (7) 特定公園施設の条件 ケ) 維持管理が容易な公園施設とし、維持管理費についても考慮した提案としてください。 コ) 既存施設等の解体撤去を行う場合は、全て認定計画提出者の費用負担となります。 サ) 新設する駐車場の駐車マスについては、緑化ブロックの使用等、緑化に配慮した提案を行ってください。 シ) 駐車場の利用料金は無料としてください。ただし、今後本市の事業により有料化を行う場合があります。</p>

<p>P.11 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置等に係る事項</p> <p>(9) 植栽計画に関する事項</p> <p>① 暗がりや死角が無く、公園利用者にとって快適で見通しのよい環境となるよう、樹木や植栽の保全・活用（再資源化・更新を行う植栽計画を提案してください。</p> <p>② 本事業により影響がある樹木について、移植が困難な場合は、撤去する樹木数と同数程度の幼木等を複数年に分けて本市が管理する公園等に植樹する等、認定有効期間内での長期的な計画とすることも可能とします。</p> <p>③ 樹種及び植樹箇所については、提案する植栽計画を基に、本市と協議の上決定することとします。</p>	<p>P.11 2. 公募対象公園施設及び特定公園施設等の設置等に係る事項</p> <p>(9) 植栽計画に関する事項</p> <p>① 事業予定区域は第2種風致地区となりますので、漫湖公園鏡原側全域の面積に対する、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積が40%以上となる計画を提案してください。</p> <p>② 暗がりや死角が無く、公園利用者にとって快適で見通しのよい環境となるよう、樹木や植栽の保全・活用（再資源化・更新を行う植栽計画を提案してください。</p> <p>③ 本事業により影響がある樹木について、移植が困難な場合は、撤去する樹木数と同数程度の幼木等を複数年に分けて本市が管理する公園等に植樹する等、認定有効期間内での長期的な計画とすることも可能とします。</p> <p>④ 樹種及び植樹箇所については、提案する植栽計画を基に、本市と協議の上決定することとします。</p>
<p>P.15 4. 公募の手続きに関する事項等</p> <p>(2) 応募手続き</p> <p>②応募登録</p> <p>【受付期間】令和5年12月18日（月）から令和6年1月22日（月）</p>	<p>P.15 4. 公募の手続きに関する事項等</p> <p>(2) 応募手続き</p> <p>②応募登録</p> <p>【受付期間】令和5年12月28日（木）から令和6年1月22日（月）</p>

※今回の修正に伴い、「様式10-5」及び「様式10-10」を一部修正しております。